

建築基準法・建築物省エネ法改正説明会 (工務店・大工技能者向け)

建築基準法・建築物省エネ法が改正されました。令和7年4月1日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象が拡大され、また、原則すべての建築物の新築時に省エネ基準への適合義務化が開始されます。今回の説明会では、法改正の概要に加え、施工時に配慮すべき事項を説明します。併せて、施工に携わる方には必須となる建設リサイクル法や土砂法等の関連法令について、説明します。

○対象者

主に木造住宅の施工に携わる工務店・大工技能者の方

※設計や確認申請手続きを行う建築士、建設事業者向けの講習会は別途開催します。

○日時・場所

時津会場	令和7年1月15日(水) 10:00~12:00 (9:30 受付開始) 時津町北部コミュニティセンター 講座室 (時津町日並郷)
諫早会場	令和7年1月22日(水) 18:30~20:30 (18:00 受付開始) 県央振興局 研修棟 (諫早市永昌東町)
大村会場	令和7年1月30日(木) 18:30~20:30 (18:00 受付開始) 大村コミュニティセンター 第4会議室 (大村市幸町)
島原会場	令和7年2月1日(土) 15:00~17:00 (14:30 受付開始) 島原振興局 第一会議室 (島原市城内1丁目)
県北会場	令和7年1月25日(土) 15:00~17:00 (14:30 受付開始) 平戸市たびら活性化施設 研修室1・2 (平戸市田平町里免)

○主な内容

①建築基準法改正について

- ・木造2階建て住宅も構造審査が必要になります。検査の方法が変わります。
- ・都市計画区域外の木造2階建て住宅も確認申請手続きが必要になります。

②建築物省エネ法改正について

- ・原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられます。省エネ計算もしくは仕様基準への適否の確認が必要になります。

③建築関連法令について

- ・建設リサイクル法届出について
- ・土砂法レッドゾーン内の建築制限について

○参加費用 無料

○申込方法

下記のいずれかの方法により各会場の開催日の7日前までに申し込んで下さい。

- ① 長崎県ホームページの「長崎県電子申請システム」より申込
(下記アドレスまたはQRコードからアクセス)

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6380

- ② 裏面のFAX用紙を各担当機関へ送信申込



申込先・問合せ先

(時津会場)	長崎振興局建築課	TEL:095-844-2203	FAX:095-844-1306
(諫早・大村会場)	県央振興局建築課	TEL:0957-22-0010	FAX:0957-24-1870
(島原会場)	島原振興局建築課	TEL:0957-63-5599	FAX:0957-63-2251
(県北会場)	県北振興局建築課	TEL:0956-23-1816	FAX:0956-22-4441

※全体的な事項 県庁土木部建築課審査指導班 TEL:095-894-3093 FAX:095-827-3367

(送信先)

	時津会場	長崎振興局建築課	FAX:095-844-1306
	諫早・大村会場	県央振興局建築課	FAX:0957-24-1870
	島原会場	島原振興局建築課	FAX:0957-63-2251
	県北会場	県北振興局建築課	FAX:0956-22-4441

↑いずれかの会場に○を記入してください。

建築基準法・建築物省エネ法改正説明会（工務店・大工技能者向け）

申 込 書

申込日：令和 年 月 日

申込会場情報			
会場名		開催日	
参加者情報			
会社名・屋号			
会社等の住所			
TEL		FAX	
MAIL			
参加者氏名			役職名等
①			
②			
③			

※申込書受理後、受理確認票を FAX 送信します。

事務局使用欄

--